



和歌山県拠点 撮影

はしぐいいわ 橋杭岩

(東牟婁郡串本町鬨野川)

本州最南端の町・和歌山県串本町にある奇岩「橋杭岩」

串本から大島に向かい、約850mの列を成して大小40余りの岩柱がそそり立っています。海の浸食により岩の硬い部分だけが残し、あたかも橋の杭だけ立っているように見えるこの奇岩には、その昔、弘法大師と天の邪鬼が賭をして、一夜にして立てたという伝説も伝わっています。

吉野熊野国立公園地域にあり、国の名勝天然記念物に指定されています。

◆◆ 主な内容 ◆◆

【インフォメーション】

- ・令和5年度食料自給率・食料自給力指標を公表しました

＜近畿農政局からのお知らせ＞

- ・今月のBUZZMAFFとなりの近畿～大和郡山市で開催、大和丸なすを使ったピザバトルに参加！～
～彦根市長チャンネルとコラボ「彦根市の特産物クイズ」あの有名キャラは出てくれるのか？～

＜和歌山県拠点からのお知らせ＞

- ・「中田の棚田」でスマート農業に挑戦中（紀美野町）
～「デジ活」中山間地域へのフォローアップ～

【トピックス】

- ・「ノウフク・アワード2024」募集中です！

令和5年度食料自給率・食料自給力指標を公表しました

【目的】

食料自給率とは、国内の食料供給に対する食料の国内生産の割合を示す指標です。我が国の食料の国内生産及び消費の動向を把握するため、毎年公表しています。

食料自給力指標とは、国内生産のみでどれだけの食料を最大限生産することが可能かを試算した指標です。我が国の食料の潜在生産能力の動向を把握するため、平成27年から公表しています。

食料自給率等

<カロリーベース>

$$\frac{1人1日当たり国産供給熱量(841kcal)}{1人1日当たり供給熱量(2,203kcal)} = 38\%$$

<生産額ベース>

$$\frac{食料の国内生産額(11.1兆円)}{食料の国内消費仕向額(18.2兆円)} = 61\%$$

<飼料自給率>

$$\frac{純国内産飼料供給量(6,297TDN千トン)}{飼料供給量(23,693TDN千トン)} = 27\%$$

<カロリーベースの食料国産率>

$$\frac{1人1日当たり国産供給熱量(1,043kcal)}{1人1日当たり供給熱量(2,203kcal)} = 47\%$$

<生産額ベースの食料国産率>

$$\frac{食料の国内生産額(12.1兆円)}{食料の国内消費仕向額(18.2兆円)} = 67\%$$



【カロリーベース食料自給率】

カロリーベースの食料自給率については、小麦の生産量増加や油脂類の消費量減少がプラス要因となる一方で、てん菜の糖度低下による国産原料の製糖量の減少がマイナス要因となり、前年度並みの38%となりました。カロリーベースの食料国産率についても、前年度並みの47%となりました。

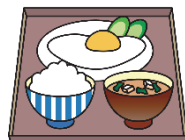
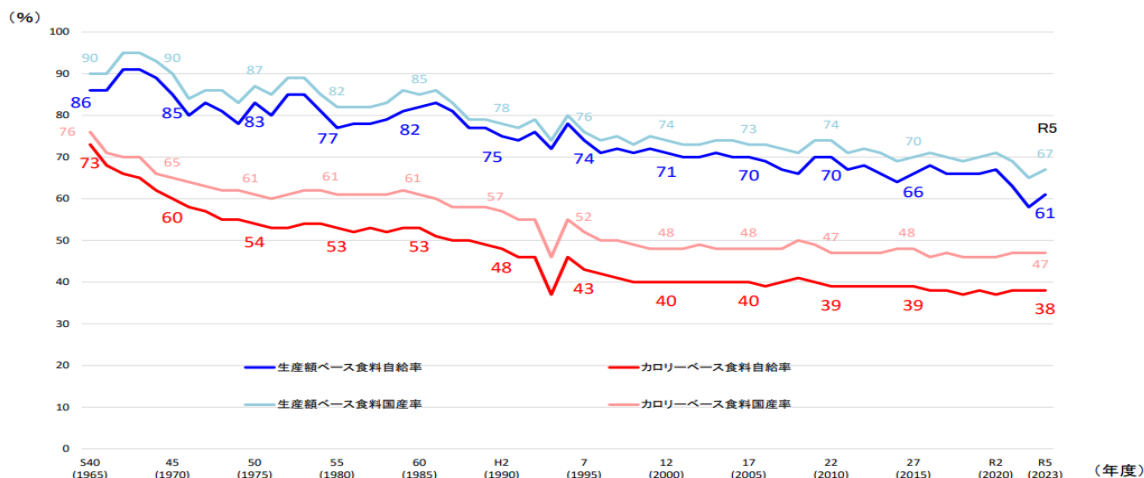
なお、飼料自給率は、前年度比+1ポイントの27%となりました。

【生産額ベース食料自給率】

生産額ベースの食料自給率については、輸入された食料の量は前年度と同程度だが、国際的な穀物価格や生産資材価格の水準が前年度と比較して落ち着き、輸入総額が前年度比で減少（特に、畜産物、油脂類（飼料、原料を含む）の輸入総額が減少）したこと等により、前年度比+3ポイントの61%となりました。生産額ベースの食料国産率についても、前年度比+2ポイントの67%となりました。

（参考）生産額ベースの食料自給率の分子は、国内生産額（国内生産量×国産単価）から、畜産物の飼料輸入額及び加工食品（油脂類・でん粉・砂糖類等）の原料輸入額を差し引くこととしており、飼料輸入額や原料輸入額が減少すると、生産額ベースの食料自給率は上昇します。

○ 食料自給率は、米の消費が減少する一方で、畜産物や油脂類の消費が増大する等の食生活の変化により、長期的には低下傾向が続いてきましたが、2000年代に入ってから概ね横ばい傾向で推移しています。



詳しい内容は、以下の農林水産省ホームページをご覧ください

<https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/anpo/240808.html>

【お問合せ先】

農林水産省大臣官房政策課食料安全保障室 担当者：井坂、柿川、河合 TEL:03-6744-0487



農政局からの お知らせ



今月のBUZZMAFFとなりの近畿



～大和郡山市で開催、大和丸なすを使った
ピザバトルに参加！～



YouTubeで絶賛公開中！（最下段の二次元コードから）

～彦根市長チャンネルとコラボ「彦根市の特産物クイズ」あの有名キャラは出てくれるのか？～



9月中旬にYouTubeで公開予定です。どうぞ期待！

（近畿農政局ホームページ）

[https://www.maff.go.jp/](https://www.maff.go.jp/kinki/photo/kekka/video/b10.html)

[kinki/photo/kekka/video/b10.html](https://www.maff.go.jp/kinki/photo/kekka/video/b10.html)



和歌山県拠点 からのお知らせ

◆「中田の棚田」でスマート農業に挑戦中
－「デジ活」中山間地域へのフォローアップ－

「デジ活」中山間地域は、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の地域ビジョンの一つに位置づけられ、基幹産業である農林水産業を軸として、地域資源やデジタル技術を活用し、課題解決を図りながら活性化を目指す地域を「デジ活」中山間地域として登録し、関係府省が連携しつつ、その取組の後押しをしています。



紀美野町「中田の棚田」の再生・保全に取り組む小川地域棚田振興協議会では、スマート農業技術を活用した棚田の維持管理方法について検討が行われており、令和5年6月、第1回「デジ活」中山間地域に登録されたことも契機となって、令和6年度から本格的な実証に取り組んでいます。



詳しくはこちら（和歌山県拠点ホームページ）

<https://www.maff.go.jp/kinki/tiiki/wakayama/photo/img/0828/0828.html>



動画再生はこちら

<https://www.youtube.com/watch?v=6vsQ5H4kNFg&t=4s>

「ノウフク・アワード2024」募集中です！

トピックス

～みんなで耕そう！人・地域・未来の豊かな循環～

農林水産省は、農福連携に取り組んでいる優れた事例をノウフク・アワードとして表彰し、その普及を推進しています。現在、優良事例を選定する「ノウフク・アワード2024」の募集を行っています。



1. 趣旨

農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組です。

さらに、地域で暮らす一人ひとりの社会参画を図る観点から、関係省庁による連携強化等を通じ、農福連携を、ユニバーサルな取組として、障害者のみならず、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等の就労・社会参画支援、犯罪をした者等の立ち直り支援等にも対象を広げるとともに、また、その分野も農業のみならず林業や水産業に広げて農福連携等を推進していくことも重要です。

令和6年6月に省庁横断の会議である「第3回会議農福連携等推進会議」において決定された「農福連携等推進ビジョン（2024改訂版）」においては、「農福連携等の取組を、農林水産業の発展を目指しつつ、地域共生社会の実現を図る取組として発信していくことにより、経済界や消費者が農福連携等を一層身近な取組として捉えていくようになることが期待される」とされています。

このたび、「農福連携等応援コンソーシアム」（令和2年3月設立）の主催により、全国各地で農福連携等に取り組んでいる団体・企業や個人（以下「団体等」といいます。）の皆様から取組事例を募集し、優良事例に取り組む団体等をノウフク・アワード2024として表彰・発信します。

2. 表彰対象者

農林水産業と福祉等の多様な人材が連携し、障害者等（高齢者や生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者等を含む。）が農林水産分野で能力を発揮することによって、農林水産業と福祉が抱える様々な課題の解決、障害者等の社会参画、地域活性化の実現に貢献している団体等を対象とします。

3. 募集期間 令和6年7月26日（金曜日）～令和6年9月30日（月曜日）

4. 応募方法

以下の「ノウフク・アワード2024特設サイト」から応募用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、応募フォームよりファイルをアップロードして、ご応募ください。その際、自薦・他薦は問いません。

ノウフク・アワード2024特設サイト URL : <https://noufuku.jp/award/award2024>



（近畿農政局ホームページ）

<https://www.maff.go.jp/kinki/press/keikaku/nousonshinkou/240726.html>



【お問合せ先】

都市農村交流課

担当者：楠本、中路 TEL : 075-414-9065

農林水産省近畿農政局

近畿農政局 HP →



企 画 調 整 室	〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町	TEL(075)451-9161
滋 賀 県 拠 点	〒520-0044 大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎6F	TEL(077)522-4261
京 都 府 拠 点	〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町	TEL(075)414-9015
大 阪 府 拠 点	〒540-0008 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館6F	TEL(06)6943-9691
兵 庫 県 拠 点	〒650-0024 神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎4F	TEL(078)331-9941
奈 良 県 拠 点	〒630-8113 奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎3F	TEL(0742)32-1870
和 歌 山 県 拠 点	〒640-8143 和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎5F	TEL(073)436-3831

近畿農政局
メールマガジン



「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律」に関する道府県別説明会(近畿ブロック)の参加者募集中



本年6月14日に成立し、同月21日に公布された「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律」について、詳しい内容を御説明させていただくため、近畿農政局管内の各道府県別の説明会を下記の日程で開催することといたしましたので、参加者を募集します。

なお、各説明会は、オンラインでの参加も可能です。(Teams又はWebexで開催予定です。)

1.概要

「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律」について、農業者、JA、農業法人、農機メーカー、農業支援サービス事業者、大学、公設試験研究機関等の幅広い関係者の皆様を対象に、本法に基づく計画の認定制度や、その制度運用の考え方を示す基本方針(案)等を説明する府県別説明会(近畿ブロック)を開催いたします。

2.議事

- (1)「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律」についての説明
- (2)意見交換

3.開催日程及び会場

府県名	日時及び申込締切	会 場	定 員
滋賀県	9月10日(火) 14:00~15:30 (申込締切: 9月2日(月)中)	大津びわ湖合同庁舎1階 共用第1会議室 (滋賀県大津市京町3-1-1)	会場 80名 オンライン 300名
京都府	9月11日(水) 10:00~11:30 (申込締切: 9月3日(火)中)	近畿農政局1階 第1会議室 (京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町)	会場 40名 オンライン 300名
大阪府	9月11日(水) 14:00~15:30 (申込締切: 9月3日(火)中)	大阪合同庁舎1号館6階 大阪府拠点 第2会議室 (大阪府大阪市中央区大手前1-5-44)	会場 40名 オンライン 300名
兵庫県	9月12日(木) 14:00~15:30 (申込締切: 9月4日(水)中)	神戸地方合同庁舎1階 第4共用会議室 (兵庫県神戸市中央区海岸29)	会場 80名 オンライン 300名
奈良県	9月26日(木) 14:30~16:00 (申込締切: 9月18日(水)中)	奈良第3地方合同庁舎3階 奈良県拠点 会議室 (奈良県奈良市法蓮町387)	会場 20名 オンライン 300名
和歌山県	9月27日(金) 13:00~14:30 (申込締切: 9月19日(木)中)	和歌山地方合同庁舎5階 共用第2会議室 (和歌山県和歌山市二番丁3)	会場 80名 オンライン 300名

4.参加申込方法

(1) 申込方法

説明会への参加を希望される場合は、インターネットにて、以下のURL(Microsoft Formsのアンケートフォーム)から、氏名(ふりがな)、連絡先(電話番号、メールアドレス)、所属(職業、勤務先、団体等)、参加方法(対面又はオンライン)等を回答の上、お申込みください。

申し込んだ方には、受付した旨のメールをお送りしますので、そのメールを持って申込完了となります。

(電話でのお申込みは御遠慮ください。)

対面で参加される場合は、当日受付にて御名前をお知らせください。

オンラインで参加される場合は、前日までに招待URLを登録いただいたメールアドレスに送付します。

(参加申込URL) 右の二次元コードから回答してください。

(2) 申込締切: 「3.開催日程及び会場」の表のとおり

詳細は、以下のホームページをご覧ください

【近畿農政局ホームページ】

<https://www.maff.go.jp/kinki/press/kankyo/240813.html>



【お問合せ先】

近畿農政局 生産部 生産技術環境課
担当者: 中村、丹治、早津、青山
TEL: 075-414-9722



経営基盤の強化・農業経営の発展を 考える農地所有適格法人の皆様へ

～農業経営発展計画制度の新設について～

本年6月、「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律」が成立・公布されました。地域における役割が増大している農業法人の経営基盤を強化するため、本法において農業経営基盤強化促進法を改正し、「農業経営発展計画制度」を創設しております。

新制度では、認定農業者として一定の実績があること等の要件を満たす農地所有適格法人が、取引実績のある食品事業者等との出資による連携を通じて農業経営の発展に取り組む場合、農林水産大臣の計画認定によって議決権要件を特例的に緩和できるようになりました。

この特例措置を活用することで、農地所有適格法人は、農業関係者による決定権を確保しつつ、最大3分の2未満まで食品事業者等から出資を受けることが可能となります。

農地所有適格法人の経営基盤強化（基盤法第3章の2等）

- 農地所有適格法人が、出資により食品事業者等との連携措置を通じて農業経営を発展させるための計画（農業経営発展計画）について、農林水産大臣の認定を受けた場合に、議決権要件の特例を措置。認定後は、農地の権利移動・転用等を国が都度確認。

申請者
(農地所有適格法人)

農産物の取引
出資

出資者
(食品事業者等)

出資者の要件

- ・ 取引実績のある食品事業者、地銀ファンド（投資円滑化法の承認組合に限る予定）であること

更なる経営発展
に取り組みたい

申請者の要件

- ・ 認定農業者として5年以上の実績があること
- ・ 地域計画に位置付けられていること
- ・ 農地の権利移転・転用、取締役の選解任の決定について、株主総会の特別決議（2/3の賛成）を要する旨が定款において定められていること

大臣による計画の認定要件

- ・ 地域計画の達成に資すること、内容が目標達成のために適切であること
 - ・ 農地の全てを適正に利用していること、農地の権利移転・転用が計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと 等
- ※詳細は検討中

認定後の監督措置

- ・ 計画を変更する際は、大臣の認定が必要。
- ・ 認定後の農地の権利移転・転用には計画の変更を要し、国が、都道府県等にも協議した上で都度認定。
- ・ 国に対する定期報告義務、国が随時報告徴求可。必要に応じ勧告、取消し。
- ・ 法人の情報について、国・地方自治体間で相互利用可。

計画の記載事項

- ・ 農業経営の発展に関する目標
- ・ 出資額等の出資に関する事項
- ・ 目標達成のための措置内容
- ・ 所有権等を有している農地
- ・ 今後権利を取得しようとしている農地等

計画申請 ↓ 計画認定、監督

農林水産大臣

情報提供・協議（※） ↑ 情報提供・協議同意（※）

都道府県・市町村・農委

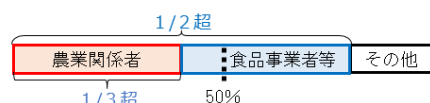
※協議内容は、農地法第3条～5条のみなし規定関連のもの

この制度について御興味のある法人の方は農林水産省経営局農地政策課まで御連絡ください

特例の内容

計画について大臣の認定を受けた場合には、農地所有適格法人について、

- ① 農業関係者が1/3超の議決権を有していること、かつ、
- ② 農業関係者+食品事業者等が1/2超の議決権を有していること を要件とする。



【お問合せ先】
農林水産省経営局農地政策課
(担当：農地利用最適化グループ)
TEL：03-6744-2153(直通)

令和7年春頃の法律施行に向けて
ご関心のある方はこちらまで！

